

取扱店へのお申し込みについて

募集期間

一次募集

令和6年5月1日水～17日金

※以降も
随時受け付けます。

申し込み方法

取扱店への登録を希望される場合は、誓約事項に同意の上、
ジモッチャビジネスにてお申し込みください。

ジモッペイ未加入の方

1

「ジモッチャビジネス」
アプリをダウンロード

ダウンロード後、
初回申込をお願いします



iPhoneの方



Androidの方



2

デジタルで
取扱店申し込み



取扱店申込を行う
店舗の情報を
登録します

3

スタートキット
お届け



マニュアルや
ステッカーなどを
お届けします

ジモッペイ加入済みの方

1

「ジモッチャビジネス」
管理画面にログイン



ここから
申込できます

デジタル決済で便利に！お得に！地域活性化！ わずらわしい手続きはありません



初期導入費用

0円

お店に二次元コードを
設置するだけでOK

決済手数料
払戻手数料

0%

※本事業で発行された商品券（ポイント）にのみ適用
※それ以外の利用分は通常の払戻手数料を適用

自動精算
自動払戻

2回
月

15日締め20日払い
月末締め5日払い

※指定口座に振り込み
※すべての金融機関に対応

対象店舗の要件など

- 商品券（共通券）の取扱店の登録資格は、県内に主たる事業所を置き、中土佐町内に店舗等を有する事業者もしくは町有施設を拠点として活動を行う集落活動組織であること。ただし、下記に規定する事業所は対象外とする
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するもの、暴力団の構成員であると認められるもの、又は暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に協力し関与するもの
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定するもの、又はこれに類するもの
 - ③法令又は公序良俗に反するもの
- つり銭は出さないものとする
- 商品券と現金との引き換えはできないものとする
- いかなる場合においても、有効期限後の商品券の使用はできないものとする

利用対象にならないもの

- ①不動産・金融商品の購入等、明らかな資産形成で、消費の下支えとは言い難いもの
- ②たばこ
- ③有価証券、切手、印紙、ギフト券、図書券、各種金券、プリペイドカード等、換金性の高いもの
- ④風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- ⑤国税、地方税、使用料等の公租公課
- ⑥電気料金、ガス料金、水道料金、NHK受信料などの公共料金
- ⑦その他、町が適当でないと認めたもの

お問い合わせはこちら【中土佐町物価高騰対策プレミアム付商品券事業委託事業者】

高知信用金庫本店 ☎ 0120-101056
ドットコムダイヤル【平日 午前9:00～午後5:30】

ジモッペイ事務局 Tel.088-821-7560
電話窓口【平日 午前10:00～午後6:00】

ジモッペイ

検索